

海技試験(通信・電子通信)申請時提出書類確認表(北海道運輸局で受験する場合)

提出書類	注意事項	確認欄	運輸局 確認欄
①海技試験申請書(第10号様式)	注1:同時受験及び併科受験の場合、受験する種別毎に申請書が必要 注2:鉛筆で記入すること	○	
②海技士の資格に係る海技試験申請書(二)(事務取第21号様式)		○	
③受験票(事務取第16号様式)	注:住所・氏名・生年月日・年齢・性別を左右ともにボールペンで記載	○	
④写真2枚(縦・横30mm、申請日前6月以内撮影、無帽、正面上半身の物)	注:裏に氏名・生年月日を記載し、受験票に貼り付けること	○	
⑤戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票	注1:提出の日前一年以内に作成されたものであること 注2:有効な海技免状又は操縦免許証の保持者はその写しても良い	○	
⑥手数料納付書	注1:筆記試験手数料、身体検査毎に作成すること 注2:過不足のないように収入印紙を貼り付けること	○	
⑦無線従事者免許証の写し(要原本照合)		○	
⑧船舶局無線従事者証明書の写し(要原本照合)		○	
⑨海技士(航海、通信、電子通信)であれば海技免状の写し(要原本照合)	受有する海技免状の種類により、筆記試験が免除になります	○	
⑩乗船履歴を証するもの(下記のいずれか)		○	
船員手帳を受有する者 ・船員手帳(要原本照合)又は船員手帳記載事項証明書	注:「一括届出」と記載されているものは、乗船履歴証明書及び一括届出の写しが必要		
船員手帳を受有していない者(官公庁) ・乗船履歴証明書			
船員手帳を受有していない者(官公庁以外) ・乗船履歴証明書(証明者は船舶所有者又は船長) ・乗船履歴を証明した者の印鑑証明書 ・証明者が船長の場合は、その者が当該船舶の船長であることを証明できる書類			
・船舶検査証書含む船舶検査手帳 ・(船舶検査手帳を受有しない船舶)漁船の登録の謄本			
・(船舶検査手帳を受有しない船舶)その居住する市町村の長の証明 ・その他勤務の実態が証明できるもの(証明書の証明内容による)			
船員手帳を受有していない者(外国船舶) ・当該船舶の国籍の属する国の領事の証明書 ・(領事の証明がない場合) ・派遣届の写し(船長及び申請者が乗船していることが確認できる部分を含む) ・乗船履歴証明書(会社発行)			
他 ・乗船実習証明書(乗船履歴の特例を受ける者)			
⑪海技士身体検査証明書(有効期間は、試験開始期日前6ヶ月以内) 又は海技士身体検査合格証明書(有効期間は1年以内)	又は海技士身体検査合格証明書(有効期間は1年以内) 注1:海技士身体検査証明書は、船員法指定医師による証明を要する 注2:海技士身体検査合格証明書について、道内合格者は合格証明書交付申請書	○	
⑫(郵送申請の場合)返信用封筒及び切手	定形用封筒は簡易書留の場合414円、普通郵便の場合94円切手が必要 定形外封筒は簡易書留の場合460円、普通郵便の場合140円の切手が必要	△	
⑬(前回試験が不合格の場合)に前回提出した書類を使用する場合)書類の返却申請書		△	

必要な無線従事者の資格(いずれか1つ)

試験種別

通信

一級海技士	総合無線通信士(第一級)
二級海技士	総合無線通信士(第一、二級)
三級海技士	総合無線通信士(第一、二、三級)

電子通信

一級海技士	総合無線通信士(第一級)
	海上無線通信士(第一級)
二級海技士	総合無線通信士(第一級)
	海上無線通信士(第一、二級)
三級海技士	総合無線通信士(第一級)
	海上無線通信士(第一、二、三級)
四級海技士	総合無線通信士(第一、二級)
	海上無線通信士(第一、二、三級)
	海上特殊無線技士(第一級)

○ は必須 △ は該当する場合

乗船履歴やその他不明な点があれば、お問い合わせください

北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 ☎011-290-2772